

浦 監 第 47 号  
平成 22 年 8 月 5 日

浦安市監査委員	杉 山 元 三
同	黒 田 レイ子
同	秋 葉 要

平成 22 年度定期監査（財務部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

## 平成 22 年度定期監査（財務部）の結果報告書

### 1．監査の範囲

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

### 2．監査対象部局

財務部

### 3．監査の実施期間

平成 22 年 5 月 1 日から平成 22 年 6 月 28 日

### 4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

### 5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

#### （1）市民税課

管理職員特別勤務手当について、振替及び手当支給の状況を確認したところ、振替を行わずに手当支給で対応している例が見受けられた。極力、計画的に振替で対応するよう努められたい。

#### （2）収税課

市税徴収事務経費（委託料）について、流用により 2,713,000 円を増額し、その後、流用により 25,000 円を減額した理由を確認したところ、新税オンラインシステム導入に伴い出力帳票に仕様の変更があり委託料に不足が生じ、流用を行ったとのことであった。また、その後、市民からの要望に対応するため、コンビニエンスストアで延滞金を納付できるシステムへの変更を経費が必要になったことから、流用を行ったとのことであった。今後は、情報政策課と十分調整を図り、計画的な予算の計上及び執行に努められたい。